

京都市告示第 5 2 2号

地方税法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（土地及び家屋）の価格等の全てを登録しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

京都市下京区長 西 川 隆 善

（下京区役所区民部固定資産税課）